

令和4年度

地方公務員の分限処分者数、懲戒
処分者数及び刑事処分者数等に関する調

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

総務省自治行政局公務員部公務員課

1. 地方公務員の分限処分者数、懲戒処分者数及び刑事処分者数について

調査の概要

- 1 調査期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間
- 2 調査対象団体 都道府県、政令指定都市、市、特別区、町村、一部事務組合及び広域連合（以下「一部事務組合等」という。）
なお、各表中「都道府県等」とは、都道府県並びに二以上の都道府県が設立している一部事務組合等をいうものであり、「市町村等」とは、市（政令指定都市を含む。）、特別区、町村、一部事務組合等（二以上の都道府県が設立しているものを除く。）をいうものであること。
- 3 調査対象職員 一般職に属するすべての職員
- 4 留意事項
 - (1) 分限処分者数
 - ア 条件付採用期間中の職員及び臨時的任用職員のうち、分限処分に準じる措置が行われたものは、便宜上分限処分に付された者として調査しているものであること。
 - イ 令和4年度中に休職期間が更新された者を新たに休職処分に付された者とみなして調査しているものであること。
 - ウ 失職制度は広義の分限として位置付けられるものであるため、欠格条項に該当する者を分限処分に付された者とみなして調査しているものであること。
 - (2) 懲戒処分者数
 - 訓告等とは、訓告、文書注意など実質的な制裁を伴わない矯正措置をいうものであること。
 - (3) 刑事処分者数
 - ア 判決等が確定した者の計数を調査しているものであること。
 - イ 刑事処分が確定する前に懲戒免職処分等により職員としての身分を喪失した者は調査の対象としていないものであること。

目 次

第 1 表	分限処分者数	1
第 1 表 附表 1 - 1	処分事由別分限処分者数 (合計)	2
第 1 表 附表 1 - 2	処分事由別分限処分者数 (都道府県等分)	3
第 1 表 附表 1 - 3	処分事由別分限処分者数 (市町村等分)	4
第 1 表 附表 2 - 1	休職者数 (合計)	5
第 1 表 附表 2 - 2	休職者数 (都道府県等分)	6
第 1 表 附表 2 - 3	休職者数 (市町村等分)	7
第 2 表	懲戒処分者数	8
第 2 表 附表 1 - 1	処分事由別懲戒処分者数 (合計)	9
第 2 表 附表 1 - 2	処分事由別懲戒処分者数 (都道府県等分)	1 0
第 2 表 附表 1 - 3	処分事由別懲戒処分者数 (市町村等分)	1 1
第 2 表 附表 2 - 1	行為別懲戒処分者数 (合計)	1 2
第 2 表 附表 2 - 2	行為別懲戒処分者数 (都道府県等分)	1 3
第 2 表 附表 2 - 3	行為別懲戒処分者数 (市町村等分)	1 4
第 3 表	刑事処分者数	1 5
第 3 表 附表 1	事件別刑事処分者数 (合計)	1 6
第 3 表 附表 2	事件別刑事処分者数 (都道府県等分)	1 7
第 3 表 附表 3	事件別刑事処分者数 (市町村等分)	1 8

第1表 分限処分者数

(単位：人、%)

区分	降 任			免 職			休 職			降 給			合 計					失 職				
	年度												A	B	増 減			D	E	増 減		
	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	B-A=C	C/A*100	R2	R3	R4	E-D=F	F/D*100
都道府県等	19	11	8	28	21	17	22,431	24,077	26,594	0	0	0	22,478	24,109	26,619	2,510	10.4	26	20	12	▲ 8	▲ 40.0
市町村等	99	93	107	220	59	595	42,335	48,817	53,940	8	15	7	42,662	48,984	54,649	5,665	11.6	27	12	20	8	66.7
合 計	118	104	115	248	80	612	64,766	72,894	80,534	8	15	7	65,140	73,093	81,268	8,175	11.2	53	32	32	0	0.0

(注)休職処分者数は、処分件数に着目して計上したものであり、延数であること。

第1表 附表1-1 処分事由別分限処分者数(合計)

(単位：人、%)

区 分	降 任			免 職			休 職			降 給			合 計			失 職		
	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4
勤務実績が良くない場合 (法第28条第1項第1号) ア	17	25	27	22	16	24	—	—	—	—	—	—	39	41	51	—	—	—
心身の故障の場合 (法第28条第1項第2号及び 同条第2項第1号) イ	41	37	44	25	28	26	64,588	72,714	80,334	—	—	—	64,654	72,779	80,404	—	—	—
職に必要な適格性を欠く場合 (法第28条第1項第3号) ウ	60	36	42	40	24	18	—	—	—	—	—	—	100	60	60	—	—	—
職制等の改廃等により 過員等を生じた場合 (法第28条第1項第4号) エ	0	6	2	161	12	544	—	—	—	—	—	—	161	18	546	—	—	—
刑事事件に関し起訴された場合 (法第28条第2項第2号) オ	—	—	—	—	—	—	112	99	102	—	—	—	112	99	102	—	—	—
条例に定める事由による場合 (法第27条第2項) カ	—	—	—	—	—	—	66	81	98	8	15	7	74	96	105	—	—	—
合 計 (ア～カの計)	118	104	115	248	80	612	64,766	72,894	80,534	8	15	7	65,140	73,093	81,268	—	—	—
構 成 比	0.2	0.1	0.1	0.4	0.1	0.8	99.4	99.7	99.1	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	100.0	—	—	—
法第28条第4項により失職した者	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	53	32	32

(注1) 休職処分者数は、処分件数に着目して計上したものであり、延数であること。

(注2) 構成比については、小数点以下の端数処理のため、内訳の合計が100%に一致しない場合がある。

第1表 附表1-2 処分事由別分限処分者数(都道府県等分)

(単位：人、%)

区 分	降 任			免 職			休 職			降 給			合 計			失 職		
	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4
勤務実績が良くない場合 (法第28条第1項第1号)	4	3	1	6	5	2	—	—	—	—	—	—	10	8	3	—	—	—
心身の故障の場合 (法第28条第1項第2号及び 同条第2項第1号)	3	6	1	7	7	5	22,335	23,983	26,487	—	—	—	22,345	23,996	26,493	—	—	—
職に必要な適格性を欠く場合 (法第28条第1項第3号)	12	2	6	15	9	10	—	—	—	—	—	—	27	11	16	—	—	—
職制等の改廃等により 過員等を生じた場合 (法第28条第1項第4号)	0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	0	0	0	—	—	—
刑事事件に関し起訴された場合 (法第28条第2項第2号)	—	—	—	—	—	—	52	39	41	—	—	—	52	39	41	—	—	—
条例に定める事由による場合 (法第27条第2項)	—	—	—	—	—	—	44	55	66	0	0	0	44	55	66	—	—	—
合 計 (ア～カの計)	19	11	8	28	21	17	22,431	24,077	26,594	0	0	0	22,478	24,109	26,619	—	—	—
構 成 比	0.1	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	99.8	99.9	99.9	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	100.0	—	—	—
法第28条第4項により失職した者	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	26	20	12

(注1) 休職処分者数は、処分件数に着目して計上したものであり、延数であること。

(注2) 構成比については、小数点以下の端数処理のため、内訳の合計が100%に一致しない場合がある。

第1表 附表1-3 処分事由別分限処分者数(市町村等分)

(単位：人、%)

区 分	降 任			免 職			休 職			降 給			合 計			失 職		
	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4
勤務実績が良くない場合 (法第28条第1項第1号)	13	22	26	16	11	22	—	—	—	—	—	—	29	33	48	—	—	—
心身の故障の場合 (法第28条第1項第2号及び 同条第2項第1号)	38	31	43	18	21	21	42,253	48,731	53,847	—	—	—	42,309	48,783	53,911	—	—	—
職に必要な適格性を欠く場合 (法第28条第1項第3号)	48	34	36	25	15	8	—	—	—	—	—	—	73	49	44	—	—	—
職制等の改廃等により 過員等を生じた場合 (法第28条第1項第4号)	0	6	2	161	12	544	—	—	—	—	—	—	161	18	546	—	—	—
刑事事件に関し起訴された場合 (法第28条第2項第2号)	—	—	—	—	—	—	60	60	61	—	—	—	60	60	61	—	—	—
条例に定める事由による場合 (法第27条第2項)	—	—	—	—	—	—	22	26	32	8	15	7	30	41	39	—	—	—
合 計 (ア～カの計)	99	93	107	220	59	595	42,335	48,817	53,940	8	15	7	42,662	48,984	54,649	—	—	—
構 成 比	0.2	0.2	0.2	0.5	0.1	1.1	99.2	99.7	98.7	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	100.0	—	—	—
法第28条第4項により失職した者	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	27	12	20

(注1) 休職処分者数は、処分件数に着目して計上したものであり、延数であること。

(注2) 構成比については、小数点以下の端数処理のため、内訳の合計が100%に一致しない場合がある。

第1表 附表2-1 休職者数(合計)

(単位：人)

区 分	当該年度中に新たな処分又は期間更新が行われ、休職状態にあった者の実数 A			当該年度前に処分を受け、当該年度に引き続き休職状態にあった者の実数 B			合 計		
	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4
心身の故障の場合 (法第28条第2項第1号) ア	28,278	31,456	34,450	2,124	2,306	2,531	30,402	33,762	36,981
刑事事件に関し起訴された場合 (法第28条第2項第2号) イ	105	101	97	14	15	12	119	116	109
条例で定める事由による場合 (法第27条第2項) ウ	50	71	84	34	37	21	84	108	105
合 計 (ア～ウの計)	28,433	31,628	34,631	2,172	2,358	2,564	30,605	33,986	37,195

(注1) A欄の計数は、第1表附表1-1の「休職」に計上されている計数の内数であること。

(注2) B欄の計数は、第1表附表1-1の「休職」には計上されていないものであり、当該年度中に休職期間の更新が行われていない者に関するものであること。

第1表 附表2-2 休職者数(都道府県等分)

(単位：人)

区 分	当該年度中に新たな処分又は期間更新が行われ、休職状態にあった者の実数 A			当該年度前に処分を受け、当該年度に引き続き休職状態にあった者の実数 B			合 計		
	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4
心身の故障の場合 (法第28条第2項第1号) ア	11,521	12,389	13,432	727	696	842	12,248	13,085	14,274
刑事事件に関し起訴された場合 (法第28条第2項第2号) イ	51	37	40	1	6	8	52	43	48
条例で定める事由による場合 (法第27条第2項) ウ	31	48	58	26	34	14	57	82	72
合 計 (ア~ウの計)	11,603	12,474	13,530	754	736	864	12,357	13,210	14,394

(注1) A欄の計数は、第1表附表1-2の「休職」に計上されている計数の内数であること。

(注2) B欄の計数は、第1表附表1-2の「休職」には計上されていないものであり、当該年度中に休職期間の更新が行われていない者に関するものであること。

第1表 附表2-3 休職者数(市町村等分)

(単位：人)

区 分	当該年度中に新たな処分又は期間更新が行われ、休職状態にあった者の実数 A			当該年度前に処分を受け、当該年度に引き続き休職状態にあった者の実数 B			合 計		
	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4
心身の故障の場合 (法第28条第2項第1号) ア	16,757	19,067	21,018	1,397	1,610	1,689	18,154	20,677	22,707
刑事事件に関し起訴された場合 (法第28条第2項第2号) イ	54	64	57	13	9	4	67	73	61
条例で定める事由による場合 (法第27条第2項) ウ	19	23	26	8	3	7	27	26	33
合 計 (ア~ウの計)	16,830	19,154	21,101	1,418	1,622	1,700	18,248	20,776	22,801

(注1) A欄の計数は、第1表附表1-3の「休職」に計上されている計数の内数であること。

(注2) B欄の計数は、第1表附表1-3の「休職」には計上されていないものであり、当該年度中に休職期間の更新が行われていない者に関するものであること。

第2表 懲戒処分者数

(単位：人、%)

区分	戒告			減給			停職			免職			合計					訓告等				
	年度												A	B	増減			D	E	増減		
	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	B-A=C	C/A*100	R2	R3	R4	E-D=F	F/D*100
都道府県等	324	382	390	370	541	392	271	319	257	225	213	259	1,190	1,455	1,298	▲ 157	▲ 10.8	7,426	9,187	7,767	▲ 1,420	▲ 15.5
市町村等	996	1,055	1,048	840	755	803	459	432	456	211	226	218	2,506	2,468	2,525	57	2.3	11,804	13,727	11,884	▲ 1,843	▲ 13.4
合計	1,320	1,437	1,438	1,210	1,296	1,195	730	751	713	436	439	477	3,696	3,923	3,823	▲ 100	▲ 2.5	19,230	22,914	19,651	▲ 3,263	▲ 14.2

第2表 附表1-1 処分事由別懲戒処分者数(合計)

(単位：人、%)

区 分	戒 告			減 給			停 職			免 職			合 計			訓 告 等		
	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4
法令に違反した場合 (法第29条第1項第1号)	437	472	487	440	416	437	352	360	359	239	274	298	1,468	1,522	1,581	5,346	5,654	5,668
職務上の義務に違反し 又は職務を怠った場合 (法第29条第1項第2号)	585	513	606	478	576	473	124	110	115	25	21	17	1,212	1,220	1,211	8,543	10,296	8,488
全体の奉仕者たるに ふさわしくない非行のあった場合 (法第29条第1項第3号)	298	452	345	292	304	285	254	281	239	172	144	162	1,016	1,181	1,031	5,341	6,964	5,495
合 計 (ア～ウの計)	1,320	1,437	1,438	1,210	1,296	1,195	730	751	713	436	439	477	3,696	3,923	3,823	19,230	22,914	19,651
構 成 比	35.7	36.6	37.6	32.7	33.0	31.3	19.8	19.1	18.7	11.8	11.2	12.5	100.0	100.0	100.0	-	-	-

(注)構成比については、小数点以下の端数処理のため、内訳の合計が100%に一致しない場合がある。

第2表 附表1-2 処分事由別懲戒処分者数(都道府県等分)

(単位：人、%)

区 分	戒 告			減 給			停 職			免 職			合 計			訓 告 等		
	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4
法令に違反した場合 (法第29条第1項第1号)	147	140	171	188	172	199	142	173	144	133	139	167	610	624	681	2,952	3,129	3,067
職務上の義務に違反し 又は職務を怠った場合 (法第29条第1項第2号)	84	94	111	72	252	85	31	33	28	13	3	8	200	382	232	2,369	3,557	2,476
全体の奉仕者たるに ふさわしくない非行のあった場合 (法第29条第1項第3号)	93	148	108	110	117	108	98	113	85	79	71	84	380	449	385	2,105	2,501	2,224
合 計 (ア～ウの計)	324	382	390	370	541	392	271	319	257	225	213	259	1,190	1,455	1,298	7,426	9,187	7,767
構 成 比	27.2	26.3	30.0	31.1	37.2	30.2	22.8	21.9	19.8	18.9	14.6	20.0	100.0	100.0	100.0	-	-	-

(注)構成比については、小数点以下の端数処理のため、内訳の合計が100%に一致しない場合がある。

第2表 附表1-3 処分事由別懲戒処分者数(市町村等分)

(単位：人、%)

区 分	戒 告			減 給			停 職			免 職			合 計			訓 告 等			
	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	
法令に違反した場合 (法第29条第1項第1号)	ア	290	332	316	252	244	238	210	187	215	106	135	131	858	898	900	2,394	2,525	2,601
職務上の義務に違反し 又は職務を怠った場合 (法第29条第1項第2号)	イ	501	419	495	406	324	388	93	77	87	12	18	9	1,012	838	979	6,174	6,739	6,012
全体の奉仕者たるに ふさわしくない非行のあった場合 (法第29条第1項第3号)	ウ	205	304	237	182	187	177	156	168	154	93	73	78	636	732	646	3,236	4,463	3,271
合 計 (ア～ウの計)		996	1,055	1,048	840	755	803	459	432	456	211	226	218	2,506	2,468	2,525	11,804	13,727	11,884
構 成 比		39.7	42.7	41.5	33.5	30.6	31.8	18.3	17.5	18.1	8.4	9.2	8.6	100.0	100.0	100.0	-	-	-

(注)構成比については、小数点以下の端数処理のため、内訳の合計が100%に一致しない場合がある。

第2表 附表2-1 行為別懲戒処分者数(合計)

(単位:人)

区 分		戒 告			減 給			停 職			免 職			合 計			訓 告 等			
		R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	
給与・任用関係	諸給与の不正領得	ア	20	18	31	43	41	37	14	17	14	1	7	4	78	83	86	69	142	157
	受験採用の際の虚偽行為	イ	0	0	0	0	0	1	0	6	0	4	2	0	4	8	1	4	0	0
	その他	ウ	1	0	0	0	1	0	2	1	0	0	0	0	3	2	0	3	7	8
	小計(ア～ウの計)	エ	21	18	31	43	42	38	16	24	14	5	9	4	85	93	87	76	149	165
一般 服 務 違 反 等 関 係	守秘義務違反	オ	11	18	15	12	10	13	7	11	12	4	8	6	34	47	46	68	112	95
	政治的行為違反	カ	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	4	9
	違法な職員 組合活動	争議行為	キ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	5
		その他	ク	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	4	0
	営利企業等従事制限違反	ケ	12	12	11	12	27	17	11	8	4	0	0	0	35	47	32	60	43	50
	欠勤・遅刻・早退・勤務態度の不良等	コ	75	55	68	63	54	61	38	33	35	8	13	6	184	155	170	214	194	220
	公職選挙法違反	サ	1	1	7	5	3	1	0	0	0	0	0	0	6	4	8	0	27	4
	休暇の不正利用・虚偽申請	シ	7	1	8	15	9	6	6	8	7	2	2	3	30	20	24	25	9	35
	職場内秩序びん乱	ス	9	11	17	24	23	13	13	7	16	2	0	1	48	41	47	69	97	82
	セクシュアル・ハラスメント	セ	13	16	14	31	37	41	45	50	38	3	6	7	92	109	100	120	123	140
	パワー・ハラスメント	ソ	36	47	38	49	63	65	32	24	27	0	1	0	117	135	130	254	290	298
	教職員による児童生徒に対する非違行為	タ	59	64	78	64	66	59	28	37	45	69	69	102	220	236	284	538	577	610
	通常業務処理不適正	チ	266	294	284	273	405	245	90	81	72	13	13	9	642	793	610	3,202	4,324	3,214
公金官物処理不適正	ツ	46	50	31	65	32	44	19	12	22	8	6	6	138	100	103	359	413	367	
その他	テ	51	153	89	47	54	62	27	33	37	21	18	10	146	258	198	742	2,075	1,066	
小計(オ～テの計)	ト	586	722	660	660	783	629	316	304	315	130	136	150	1,692	1,945	1,754	5,659	8,295	6,195	
公務外 非 行 関 係	傷害・暴行の刑法違反	ナ	13	12	18	35	22	30	22	15	13	6	4	7	76	53	68	46	46	44
	金銭・異性関係等の非行	ニ	14	15	32	71	54	61	138	127	116	94	87	87	317	283	296	335	361	327
	その他	ヌ	38	71	40	71	68	87	81	113	102	67	81	57	257	333	286	249	852	343
	小計(ナ～ヌの計)	ネ	65	98	90	177	144	178	241	255	231	167	172	151	650	669	650	630	1,259	714
収 賄 等 関 係	収賄	ノ	0	0	3	0	0	1	1	0	0	11	11	15	12	11	19	0	1	6
	横領	ハ	1	0	0	3	3	1	5	8	9	45	41	55	54	52	65	2	6	2
	その他	ヒ	1	0	3	4	2	3	6	7	2	10	12	20	21	21	28	5	45	2
	小計(ノ～ヒの計)	フ	2	0	6	7	5	5	12	15	11	66	64	90	87	84	112	7	52	10
交 通 事 故 ・ 反 法 規 違 ・ 違 ・	職務遂行中	ヘ	106	86	109	47	63	63	10	9	9	0	2	0	163	160	181	3,546	3,210	3,234
	職務遂行中以外	ホ	309	290	267	132	145	127	134	144	125	68	56	82	643	635	601	4,476	4,962	4,517
	小計(ヘ、ホの計)	マ	415	376	376	179	208	190	144	153	134	68	58	82	806	795	782	8,022	8,172	7,751
	うち飲酒運転	ミ	5	3	4	8	2	4	97	90	78	58	49	77	168	144	163	13	7	7
本人の行為(エ、ト、ネ、フ、マの計)	ム	1,089	1,214	1,163	1,066	1,182	1,040	729	751	705	436	439	477	3,320	3,586	3,385	14,394	17,927	14,835	
監督責任	メ	231	223	275	144	114	155	1	0	8	0	0	0	376	337	438	4,836	4,987	4,816	
合 計 (ム、メの計)		1,320	1,437	1,438	1,210	1,296	1,195	730	751	713	436	439	477	3,696	3,923	3,823	19,230	22,914	19,651	

第2表 附表2-2 行為別懲戒処分者数(都道府県等分)

(単位:人)

区 分		戒 告			減 給			停 職			免 職			合 計			訓 告 等			
		R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	
給与・任用関係	諸給与の不正領得	ア	13	9	6	24	17	19	6	12	5	0	6	1	43	44	31	25	29	37
	受験採用の際の虚偽行為	イ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	2	1	0	3	0	0
	その他	ウ	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	3	3
	小計(ア～ウの計)	エ	13	9	6	24	17	19	6	13	5	2	7	1	45	46	31	28	32	40
一般 服 務 違 反 等 関 係	守秘義務違反	オ	0	6	1	1	3	3	4	9	3	1	3	1	6	21	8	30	47	45
	政治的行為違反	カ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	2
	違法な職員 組合活動	争議行為	キ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		その他	ク	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1
	営利企業等従事制限違反	ケ	5	3	1	4	8	4	3	2	0	0	0	0	12	13	5	40	29	28
	欠勤・遅刻・早退・勤務態度の不良等	コ	10	4	13	6	10	12	7	12	5	1	2	1	24	28	31	52	78	54
	公職選挙法違反	サ	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	14	4
	休暇の不正利用・虚偽申請	シ	0	0	0	1	1	2	3	3	3	0	2	1	4	6	6	8	2	3
	職場内秩序びん乱	ス	3	1	1	2	3	2	1	2	1	1	0	0	7	6	4	35	26	23
	セクシュアル・ハラスメント	セ	6	4	10	13	13	17	18	23	13	1	3	5	38	43	45	96	92	99
	パワー・ハラスメント	ソ	10	16	9	7	17	20	1	6	9	0	1	0	18	40	38	160	196	199
	教職員による児童生徒に対する非違行為	タ	38	42	54	50	57	49	20	25	38	59	52	87	167	176	228	437	466	469
	通常業務処理不適正	チ	30	61	39	46	230	37	28	26	15	4	5	5	108	322	96	985	1,878	868
公金官物処理不適正	ツ	10	6	3	22	4	6	9	5	6	1	2	0	42	17	15	154	168	148	
その他	テ	8	16	34	8	13	20	11	11	13	16	8	6	43	48	73	216	260	428	
小計(オ～テの計)	ト	120	160	165	161	360	172	105	124	106	84	78	106	470	722	549	2,216	3,261	2,370	
公務外 非 行 関 係	傷害・暴行の刑法違反	ナ	8	4	11	18	11	11	13	8	2	1	0	1	40	23	25	31	39	33
	金銭・異性関係等の非行	ニ	9	12	23	61	37	46	64	63	50	59	51	51	193	163	170	308	345	302
	その他	ヌ	8	52	12	30	29	44	26	43	31	29	33	32	93	157	119	117	448	154
	小計(ナ～ヌの計)	ネ	25	68	46	109	77	101	103	114	83	89	84	84	326	343	314	456	832	489
収 賄 等 関 係	収賄	ノ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	3	0	2	3	0	0	1	
	横領	ハ	0	0	0	1	0	1	1	4	1	14	6	15	16	10	17	0	0	0
	その他	ヒ	0	0	1	2	1	0	0	2	1	5	5	6	7	8	8	1	41	2
	小計(ノ～ヒの計)	フ	0	0	1	3	1	1	1	6	2	19	13	24	23	20	28	1	41	3
交 通 事 故 ・ 規 則 違 反	職務遂行中	ヘ	8	7	12	4	3	3	4	2	2	0	1	0	16	13	17	1,202	813	879
	職務遂行中以外	ホ	113	99	97	50	59	62	51	60	59	31	30	44	245	248	262	2,101	2,645	2,447
	小計(ヘ、ホの計)	マ	121	106	109	54	62	65	55	62	61	31	31	44	261	261	279	3,303	3,458	3,326
	うち飲酒運転	ミ	4	2	2	1	0	2	34	38	30	23	24	44	62	64	78	10	5	4
本人の行為(エ、ト、ネ、フ、マの計)	ム	279	343	327	351	517	358	270	319	257	225	213	259	1,125	1,392	1,201	6,004	7,624	6,228	
監督責任	メ	45	39	63	19	24	34	1	0	0	0	0	0	65	63	97	1,422	1,563	1,539	
合 計 (ム、メの計)		324	382	390	370	541	392	271	319	257	225	213	259	1,190	1,455	1,298	7,426	9,187	7,767	

第2表 附表2-3 行為別懲戒処分者数(市町村等分)

(単位:人)

区 分		戒 告			減 給			停 職			免 職			合 計			訓 告 等			
		R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	
給与・任用関係	諸給与の不正領得	ア	7	9	25	19	24	18	8	5	9	1	1	3	35	39	55	44	113	120
	受験採用の際の虚偽行為	イ	0	0	0	0	0	1	0	6	0	2	1	0	2	7	1	1	0	0
	その他	ウ	1	0	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0	3	1	0	3	4	5
	小計(ア～ウの計)	エ	8	9	25	19	25	19	10	11	9	3	2	3	40	47	56	48	117	125
一般 服 務 違 反 等 関 係	守秘義務違反	オ	11	12	14	11	7	10	3	2	9	3	5	5	28	26	38	38	65	50
	政治的行為違反	カ	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	7
	違法な職員 組合活動	争議行為	キ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	5
		その他	ク	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0
	営利企業等従事制限違反	ケ	7	9	10	8	19	13	8	6	4	0	0	0	23	34	27	20	14	22
	欠勤・遅刻・早退・勤務態度の不良等	コ	65	51	55	57	44	49	31	21	30	7	11	5	160	127	139	162	116	166
	公職選挙法違反	サ	1	0	7	4	2	1	0	0	0	0	0	0	5	2	8	0	13	0
	休暇の不正利用・虚偽申請	シ	7	1	8	14	8	4	3	5	4	2	0	2	26	14	18	17	7	32
	職場内秩序びん乱	ス	6	10	16	22	20	11	12	5	15	1	0	1	41	35	43	34	71	59
	セクシュアル・ハラスメント	セ	7	12	4	18	24	24	27	27	25	2	3	2	54	66	55	24	31	41
	パワー・ハラスメント	ソ	26	31	29	42	46	45	31	18	18	0	0	0	99	95	92	94	94	99
	教職員による児童生徒に対する非違行為	タ	21	22	24	14	9	10	8	12	7	10	17	15	53	60	56	101	111	141
	通常業務処理不適正	チ	236	233	245	227	175	208	62	55	57	9	8	4	534	471	514	2217	2446	2,346
公金官物処理不適正	ツ	36	44	28	43	28	38	10	7	16	7	4	6	96	83	88	205	245	219	
その他	テ	43	137	55	39	41	42	16	22	24	5	10	4	103	210	125	526	1,815	638	
小計(オ～テの計)	ト	466	562	495	499	423	457	211	180	209	46	58	44	1,222	1,223	1,205	3,443	5,034	3,825	
公務外 非 行 関 係	傷害・暴行の刑法違反	ナ	5	8	7	17	11	19	9	7	11	5	4	6	36	30	43	15	7	11
	金銭・異性関係等の非行	ニ	5	3	9	10	17	15	74	64	66	35	36	36	124	120	126	27	16	25
	その他	ヌ	30	19	28	41	39	43	55	70	71	38	48	25	164	176	167	132	404	189
	小計(ナ～ヌの計)	ネ	40	30	44	68	67	77	138	141	148	78	88	67	324	326	336	174	427	225
収 賄 等 関 係	収賄	ノ	0	0	3	0	0	1	1	0	0	11	9	12	12	9	16	0	1	5
	横領	ハ	1	0	0	2	3	0	4	4	8	31	35	40	38	42	48	2	6	2
	その他	ヒ	1	0	2	2	1	3	6	5	1	5	7	14	14	13	20	4	4	0
	小計(ノ～ヒの計)	フ	2	0	5	4	4	4	11	9	9	47	51	66	64	64	84	6	11	7
交 通 事 故 ・ 反 法 規 違 ・ 違 法	職務遂行中	ヘ	98	79	97	43	60	60	6	7	7	0	1	0	147	147	164	2,344	2,397	2,355
	職務遂行中以外	ホ	196	191	170	82	86	65	83	84	66	37	26	38	398	387	339	2,375	2,317	2,070
	小計(ヘ、ホの計)	マ	294	270	267	125	146	125	89	91	73	37	27	38	545	534	503	4,719	4,714	4,425
	うち飲酒運転	ミ	1	1	2	7	2	2	63	52	48	35	25	33	106	80	85	3	2	3
本人の行為(エ、ト、ネ、フ、マの計)	ム	810	871	836	715	665	682	459	432	448	211	226	218	2,195	2,194	2,184	8,390	10,303	8,607	
監督責任	メ	186	184	212	125	90	121	0	0	8	0	0	0	311	274	341	3,414	3,424	3,277	
合 計 (ム、メの計)		996	1,055	1,048	840	755	803	459	432	456	211	226	218	2,506	2,468	2,525	11,804	13,727	11,884	

第3表 刑事処分者数

(単位：人、%)

区 分	懲 役			禁 錮			罰 金			科 料			合 計				
	年度												A	B	増 減		
	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	B-A= C	C/A*100
都道府県等	24	15	13	5	4	1	455	482	461	2	1	8	486	502	483	▲ 19	▲ 3.8
市町村等	20	17	12	7	5	15	318	296	268	30	20	26	375	338	321	▲ 17	▲ 5.0
合 計	44	32	25	12	9	16	773	778	729	32	21	34	861	840	804	▲ 36	▲ 4.3

第3表 附表1 事件別刑事処分者数(合計)

(単位：人、%)

区 分		懲 役			禁 錮			罰 金			科 料			合 計		
		R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4
ア 収賄による場合 (刑法第197条～第197条の4)		3	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	2	2
イ 横領による場合 (刑法第252条～第254条)		2	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	3	0	1
ウ 傷害・暴行による場合 (刑法第204条～第211条)		4	3	1	0	0	0	28	20	17	0	1	0	32	24	18
エ 公職選挙法違反による場合		0	0	0	0	0	0	6	2	1	0	0	6	6	2	7
道 交 法 違 反 に よ る 場 合	オ 職 務 遂 行 中	0	0	0	1	1	2	63	59	76	3	5	1	67	65	79
	カ そ の 他	6	5	6	11	8	14	585	599	535	28	14	25	630	626	580
	キ 小 計 (オ、カの計)	6	5	6	12	9	16	648	658	611	31	19	26	697	691	659
ク そ の 他		29	22	16	0	0	0	90	98	99	1	1	2	120	121	117
合 計 (ア、イ、ウ、エ、キ、クの計)		44	32	25	12	9	16	773	778	729	32	21	34	861	840	804
構 成 比		5.1	3.8	3.1	1.4	1.1	2.0	89.8	92.6	90.7	3.7	2.5	4.2	100.0	100.0	100.0

(注)構成比については、小数点以下の端数処理のため、内訳の合計が100%に一致しない場合がある。

第3表 附表2 事件別刑事処分者数(都道府県等分)

(単位：人、%)

区 分		懲 役			禁 錮			罰 金			科 料			合 計		
		R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4
ア 収賄による場合 (刑法第197条～第197条の4)		0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
イ 横領による場合 (刑法第252条～第254条)		2	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	3	0	1
ウ 傷害・暴行による場合 (刑法第204条～第211条)		2	2	0	0	0	0	13	11	6	0	1	0	15	14	6
エ 公職選挙法違反による場合		0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	4	0	0
道 交 法 違 反 に よ る 場 合	オ 職 務 遂 行 中	0	0	0	0	1	0	35	30	57	0	0	0	35	31	57
	カ そ の 他	1	2	2	5	3	1	358	392	336	1	0	7	365	397	346
	キ 小 計 (オ、カの計)	1	2	2	5	4	1	393	422	393	1	0	7	400	428	403
ク そ の 他		19	11	10	0	0	0	44	49	61	1	0	1	64	60	72
合 計 (ア、イ、ウ、エ、キ、クの計)		24	15	13	5	4	1	455	482	461	2	1	8	486	502	483
構 成 比		4.9	3.0	2.7	1.0	0.8	0.2	93.6	96.0	95.4	0.4	0.2	1.7	100.0	100.0	100.0

(注)構成比については、小数点以下の端数処理のため、内訳の合計が100%に一致しない場合がある。

第3表 附表3 事件別刑事処分者数(市町村等分)

(単位：人、%)

区 分		懲 役			禁 錮			罰 金			科 料			合 計		
		R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4
ア 収賄による場合 (刑法第197条～第197条の4)		3	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	2	1
イ 横領による場合 (刑法第252条～第254条)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ウ 傷害・暴行による場合 (刑法第204条～第211条)		2	1	1	0	0	0	15	9	11	0	0	0	17	10	12
エ 公職選挙法違反による場合		0	0	0	0	0	0	2	2	1	0	0	6	2	2	7
道 交 法 違 反 に よ る 場 合	オ 職 務 遂 行 中	0	0	0	1	0	2	28	29	19	3	5	1	32	34	22
	カ そ の 他	5	3	4	6	5	13	227	207	199	27	14	18	265	229	234
	キ 小 計 (オ、カの計)	5	3	4	7	5	15	255	236	218	30	19	19	297	263	256
ク そ の 他		10	11	6	0	0	0	46	49	38	0	1	1	56	61	45
合 計 (ア、イ、ウ、エ、キ、クの計)		20	17	12	7	5	15	318	296	268	30	20	26	375	338	321
構 成 比		5.3	5.0	3.7	1.9	1.5	4.7	84.8	87.6	83.5	8.0	5.9	8.1	100.0	100.0	100.0

(注)構成比については、小数点以下の端数処理のため、内訳の合計が100%に一致しない場合がある。

2. 汚職事件について

調査の概要

- 1 調査期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間
- 2 調査対象職員 調査対象となる者は、都道府県、政令指定都市、市、特別区、町村、一部事務組合及び広域連合（以下「一部事務組合等」という。）の地方公務員（地方公務員としての身分を有しつつ、地方三公社、地方公務員共済組合、公益法人及び特定地方独立行政法人等の事務に従事している者を含む。）である。
- 3 留意事項 本調査における用語の定義は、次のとおりである。
 - ・汚職： 私利私欲のために職に関して不正を為すことをいうものであること。
 - ・発覚： 公選される職（首長、議員）にある者については、起訴された場合をいうものであること。その他の特別職の職員及び一般職の職員については、地方公共団体がその事実を確認した場合又は起訴された場合をいうものであること。

目次

総括表 令和4年度中に発覚した汚職事件の状況	1
1. 汚職事件の発覚件数及び関係職員（当事者）数に関する調	2
第1-1表 事件の種類別件数及び関係職員（当事者）数	2
第1-2表 事件の部門別件数及び関係職員（当事者）数	2
第1-3表 事件の態様別件数及び関係職員（当事者）数	3
第1-4表 事件の部門ごとの種類別件数	4
第1-5表 事件の態様ごとの種類別件数	4
第1-6表 事件の態様ごとの部門別件数	5
2. 令和3年度中に発覚した汚職事件に関係した職員（当事者）数に関する調	6
第2-1表 事件の団体別、職種別関係職員（当事者）数	6
第2-2表 事件の種類別、職種別関係職員（当事者）数	6
第2-3表 事件の部門別、職種別関係職員（当事者）数	7
第2-4表 事件の態様別、職種別関係職員（当事者）数	7
資料1 事件発生の背景	8
資料2 事件再発防止措置件数	10
資料3 発覚件数、団体数及び関係職員（当事者）数の推移	11

総括表 令和4年度中に発覚した汚職事件の状況

区 分	件数 (件)	団体数 (団体)	関係職員(当事者)数 (人)
都道府県等	19	14	19
市町村等	57	53	64
公 社 等			
計	76	67	83

(参考)

令和3年度	79	69	81
-------	----	----	----

- (注) 1 「都道府県等」には、二以上の都道府県が設立している一部事務組合等が、「市町村等」には、特別区及び一部事務組合等(二以上の都道府県が設立しているものを除く。)が含まれる。「公社等」は、地方三公社、地方公務員共済組合及び公益的法人等である。以下同じ。
- 2 「関係職員(当事者)数」には、特別職が含まれる。以下同じ。
- 3 「関係職員(当事者)数」は、事件に着目して計上したものであり、延べ数である。以下同じ。

1. 汚職事件の発覚件数及び関係職員（当事者）数に関する調

第1-1表 事件の種類別件数及び関係職員（当事者）数

（単位：件、人）

区 分	都道府県等		市町村等		公社等		計	
	件数	関係職員 （当事者）数	件数	関係職員 （当事者）数	件数	関係職員 （当事者）数	件数	関係職員 （当事者）数
収 賄	4	4	14	14			18	18
横 領	15	15	31	35			46	50
背 任							0	0
職 権 濫 用							0	0
公 文 書 偽 造							0	0
公 印 偽 造							0	0
詐 欺			4	4			4	4
そ の 他			8	11			8	11
計	19	19	57	64			76	83

第1-2表 事件の部門別件数及び関係職員（当事者）数

（単位：件、人）

区 分	都道府県等		市町村等		公社等		計	
	件数	関係職員 （当事者）数	件数	関係職員 （当事者）数	件数	関係職員 （当事者）数	件数	関係職員 （当事者）数
総 務	1	1	8	8			9	9
企 画 ・ 開 発			1	1			1	1
民 生 ・ 労 働			5	5			5	5
衛 生 ・ 環 境 ・ 公 害			4	4			4	4
商 工			4	4			4	4
農 林 ・ 水 産	2	2	5	5			7	7
土 木 ・ 建 築	2	2	10	12			12	14
公 営 企 業			5	5			5	5
教 育	12	12	7	8			19	20
議 会							0	0
そ の 他	2	2	8	12			10	14
計	19	19	57	64			76	83

第1-3表 事件の態様別件数及び関係職員（当事者）数

（単位：件、人）

区 分	都道府県等		市町村等		公社等		計	
	件数	関係職員 （当事者）数	件数	関係職員 （当事者）数	件数	関係職員 （当事者）数	件数	関係職員 （当事者）数
土 木 建 築 工 事 の 執 行	2	2	9	11			11	13
各 種 許 認 可 事 務 ・ 任 用							0	0
各 種 検 査 ・ 検 査 ・ 検 定			1	1			1	1
物 品 等 の 購 入 ・ 役 務 の 提 供			5	6			5	6
用 地 買 収							0	0
公 有 財 産 の 払 下 げ							0	0
補 助 金 ・ 融 資							0	0
税 の 賦 課 ・ 徴 収			2	2			2	2
そ の 他 の 公 金 取 扱 い	12	12	24	24			36	36
地 位 買 収			1	1			1	1
そ の 他	5	5	15	19			20	24
計	19	19	57	64			76	83

第1-4表 事件の部門ごとの種類別件数

(単位：件)

区分	総務	企画・ 開発	民生・ 労働	衛生・ 環境・ 公害	商工	農林・ 水産	土木・ 建築	公営 企業	教育	議会	その他	計
収 賄		1		2	1	4	7	2			1	18
横 領	7		3	2	2	2	1	2	18		9	46
背 任												0
職権濫用												0
公文書偽造												0
公印偽造												0
詐 欺	1		2			1						4
そ の 他	1				1		4	1	1			8
計	9	1	5	4	4	7	12	5	19	0	10	76

第1-5表 事件の態様ごとの種類別件数

(単位：件)

区分	土木建築工 事執行	各 許 事 任 認 務	種 可 ・ 用	各 種 検 査 ・ 審 査	物 品 等 の 購 ・ 入 役 提 供	購 ・ の 供	用 地 買 収	公 有 財 産 の 払 下 げ	補 助 融 資	税 の 賦 課 徴 収	そ の 他 の 金 扱 い	地 位 買 収	そ の 他	計
収 賄	8			1	1								8	18
横 領					2					2	32		10	46
背 任														0
職権濫用														0
公文書偽造														0
公印偽造														0
詐 欺					1						3			4
そ の 他	3				1						1	1	2	8
計	11	0		1	5		0	0	0	2	36	1	20	76

第1-6表 事件の態様ごとの部門別件数

(単位：件)

区 分	土木建築工 事執行の 行	各 許 事 ・ 認 任	種 可 務 用	各 種 ・ 検 査 検 査 定	物 品 等 の 購 ・ 務 の 供	用 地 買 収	公 有 財 産 の 下 げ	補 助 融 資	税 ・ 賦 課 の 徴 収	そ の 他 の 金 扱 い	地 位 買 収	そ の 他	計
総 務									2	4		3	9
企画・開発												1	1
民生・労働					1					4			5
衛生・環境・公害	2									2			4
商 工				1						2	1		4
農林・水産	2				2					1		2	7
土木・建築	7											5	12
公 営 企 業					1					2		2	5
教 育					1					17		1	19
議 会													0
そ の 他										4		6	10
計	11	0	1	5	0	0	0	2	36	1	20	76	

2. 令和4年度中に発覚した汚職事件に関係した職員（当事者）数に関する調

第2-1表 事件の団体別、職種別関係職員（当事者）数

(単位：人)

区 分	特 別 職				一 般 職	合 計
	首 長	議 員	そ の 他	計		
都 道 府 県 等					19	19
市 町 村 等	1	1	1	3	61	64
公 社 等						0
計	1	1	1	3	80	83

第2-2表 事件の種類別、職種別関係職員（当事者）数

(単位：人)

区 分	特 別 職				一 般 職	合 計
	首 長	議 員	そ の 他	計		
収 賄					18	18
横 領					50	50
背 任						0
職 権 濫 用						0
公 文 書 偽 造						0
公 印 偽 造						0
詐 欺					4	4
そ の 他	1	1	1	3	8	11
計	1	1	1	3	80	83

第2-3表 事件の部門別、職種別関係職員（当事者）数

(単位：人)

区 分	特 別 職				一般職	合 計
	首 長	議 員	そ の 他	計		
総 務					9	9
企 画 ・ 開 発					1	1
民 生 ・ 労 働					5	5
衛 生 ・ 環 境 ・ 公 害					4	4
商 工					4	4
農 林 ・ 水 産					7	7
土 木 ・ 建 築	1			1	13	14
公 営 企 業					5	5
教 育		1	1	2	18	20
議 会						0
そ の 他					14	14
計	1	1	1	3	80	83

第2-4表 事件の態様別、職種別関係職員（当事者）数

(単位：人)

区 分	特 別 職				一般職	合 計
	首 長	議 員	そ の 他	計		
土 木 建 築 工 事 の 執 行	1			1	12	13
各 種 許 認 可 用 事 務 ・ 任 務						0
各 種 検 査 ・ 検 定					1	1
物 品 等 の 購 入 ・ 役 務 の 提 供		1	1	2	4	6
用 地 買 収						0
公 有 財 産 の 払 下 げ						0
補 助 金 ・ 融 資						0
税 の 賦 課 ・ 徴 収					2	2
そ の 他 の 公 金 取 扱 い					36	36
地 位 買 収					1	1
そ の 他					24	24
計	1	1	1	3	80	83

資料1 事件発生の背景（令和4年度中に汚職事件が発覚した地方公共団体において把握された背景を分類し、集計している。なお、複数回答有り。）

区 分	回答数	事 例
1. 組織・制度上の問題	127	
(1) 人事の停滞	22	<ul style="list-style-type: none"> ○ 長期間、同一人物を同一職場に就かせていた。 ○ 専門職のため、人事交流が行われていなかった。
(2) 監督の不十分	57	<ul style="list-style-type: none"> ○ 上司の指導、監督に対する認識が不足していた。 ○ 事務繁忙のため監督が不十分であった。
(3) 特定職員への権限の集中	28	<ul style="list-style-type: none"> ○ 専門的知識を必要とする職種のため権限が集中していた。 ○ 職務遂行能力があるため一人に事務が集中していた。 ○ 特定の管理職だけが事務処理をしていた。
(4) 制度及び制度運用上の問題	20	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事務処理等の取扱いを明文化する等の事務執行体制が不備であった。 ○ 指名競争入札制度の運用に問題があった。
2. 職務遂行上の問題	104	
(1) 業務チェックの不備	65	<ul style="list-style-type: none"> ○ 担当者が単独で事務を行っていた。 ○ 職員に対する信頼感から実質的チェックを行わなかった。 ○ 監督、検査が形骸化していた。
(2) 会計管理の不備	29	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係帳簿の整備等、事務処理がずさんであった。 ○ 現金受理に係る経理処理がずさんであった。
(3) 公印等の管理の不備	10	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公印の管理がずさんであった。 ○ 納付通知書の管理がずさんであった。

区 分	回答数	事 例
3. 職員としての資質の問題 (1) 職員としての資質の欠如 (2) 職員と業者の癒着	131 109 22	 <input type="radio"/> 公務員倫理が欠如していた。 <input type="radio"/> 私生活に問題（酒、サラ金、異性関係等）があった。 <input type="radio"/> 公金に対する自覚が不足していた。 <input type="radio"/> 金銭感覚が欠如していた。 <input type="radio"/> 事務上の接触が個人的な癒着へと進んだ。 <input type="radio"/> 血縁・友人関係にあったため、事柄の重大さの認識に欠けていた。
4. 外部的要因による問題 (1) 業者の競争 (2) 社会的な要因	5 2 3	 <input type="radio"/> 不況により競争が激化していた。 <input type="radio"/> 関係業者からの求めがあった。
5. その他	27	<input type="radio"/> 職員間の意思疎通が欠けていた。 <input type="radio"/> 職員研修が不足していた。

資料2 事件再発防止措置件数（令和4年度中に汚職事件が発覚した地方公共団体等において実施済及び実施予定のものを集計している。なお、複数回答有り。）

区 分	措 置 項 目	実施済	実施予定
法令・規程の整備	・ 組織、機構、職制の整備	7	0
	・ 服務管理体制（人事管理員等）の整備	6	0
	・ 審査・管理機関の設置	6	0
	・ 権限配分の改善	4	1
	・ 服務関係規程の整備	5	1
	・ 事務分掌、決裁等関係規程の整備	2	1
	・ 契約、入札等関係規程の整備	8	2
	・ その他	5	3
	計	43	8
人事配置、任用上の改善	・ 人事の刷新	11	0
	・ 許認可、工事関係職員等の適時、計画的配転	3	1
	・ 要員の充実	2	2
	・ 管理職等任用制度の改善	0	1
	・ 職員採用制度の改革	1	0
	・ 地方公共団体、公社等との人事交流	1	0
	・ その他	2	2
	計	20	6
事務執行方法の改善	・ 指名入札契約制度の改善	2	0
	・ チェックシステムの整備強化	29	9
	・ 事務点検、調査の実施	37	2
	・ 内部査察の強化	9	2
	・ 会計事務の改善	18	3
	・ 日常執務の改善	26	3
	・ その他	13	2
	計	134	21
服務管理の整備強化	・ 訓示	38	0
	・ 通達の発出	51	1
	・ 意思疎通の強化	16	2
	・ 相互注意の喚起	26	0
	・ 「服務の心得」等の作成	9	3
	・ 一般職員研修の充実強化	19	5
	・ 監督者研修の充実強化	13	8
	・ 中堅幹部職員研修の充実強化	11	6
	・ 特別研修の実施	20	5
	・ 職場研修の充実強化	19	5
	・ その他	3	3
	計	225	38

資料3 発覚件数、団体数及び関係職員（当事者）数の推移

区 分		平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
件 数 （ 件）	都道府県等	32	22	19	17	16	19	20	8	11	19
	市町村等	80	75	62	59	52	74	67	52	68	57
	公 社 等	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
	計	112	97	81	76	68	93	87	61	79	76
団 体 数 （ 団体）	都道府県等	25	13	16	13	11	11	16	7	8	14
	市町村等	74	72	53	53	49	68	58	45	61	53
	公 社 等	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
	計	99	85	69	66	60	79	74	53	69	67
関 係 職 員 （ 当事者） 数 （ 人）	都道府県等	32	28	19	17	16	20	20	8	11	19
	市町村等	80	76	64	61	60	80	69	54	70	64
	公 社 等	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
	計	112	104	83	78	76	100	89	63	81	83